

支部長ならびに正会員 各位

任期満了に伴う役員改選実施について

各支部長ならびに正会員の皆様には、平素より校友会活動へのご理解、ご協力を頂き誠に有難うございます。

さて、既にご承知のこととは存じますが、2019 年 9 月 30 日付発行「東京音楽大学校友会会報 第 28 号」会長改選のお知らせにおきまして、この度の役員改選に関し公示いたしました。

役員改選の実施要綱は以下のとおりですので、よろしくお願い申し上げます。

記

この度の選挙（会長）は、本会会則※及び選挙規程（細則）に則って役員改選を実施し、総会の場において選出承認されるものであります。

※ 第 10 条（役員を選出）及び 第 11 条（役員の任期）

（立候補の届出）

- ① 会長に立候補する者（本会正会員の資格を有する者、社会的瑕疵が無い者）は、選挙告示日より 7 日後までに、校友会本部選挙管理委員会宛郵送（当日の消印有効）により、書面をもってその意思を届け出るものとする（プロフィール・顔写真、立候補に際しての抱負、推薦人名簿等を添え提出。何れも A4 判にて書式は自由）。

（候補者の確定）

- ② 立候補受付締め切り後 1 週間以内に、候補者の資格審査を行い候補者を確定する。

（予備選挙および本選挙）

- ③ 立候補者が複数となった場合は、予め各支部長宛に予備選挙投票用紙および選挙広報を郵送する。この投票用紙に候補者の中から 1 名のみの氏名

を記入し、封筒に投票用紙を入れ密封の上、総会前に行われる全国支部長会議の場において予備選挙を行う。（欠席する支部は郵送による投票が可・但し総会開催日前日までに本部選挙管理委員会宛、未開封の状態にて届いていること）

選挙管理委員が全国支部長会議出席者立会いの下、投票用紙を開封する。候補者が複数の場合は上位 2 名より選出する。但し、候補者が 1 名の場合や、予備選挙の時点で有効投票数の過半数を得た候補者がある場合は、その 1 名のみが会長候補者となり、総会において承認を得るのみとする。

本選挙（決戦投票）が行われる場合は、予備選挙の結果を以って総会において無記名投票を行い、得票数の多い候補者が会長に選出される。

（会長以外の役員選出）

- ④ 選出された会長はその他の役員を選任し、総会においてその承認を求めるものとする。（全員の選任が確定されない場合でも、最低三役のみは選任しその場で承認を得なければならないが、その他の役員選任は、後日、会長及び三役に一任することで承認を求めることが出来るものとする。）

（選挙結果の公表）

- ⑤ 総会後、東京音楽大学ホームページ（卒業・修了生の方へ→校友会）及び発行時期が最も近い本会会報において、その選挙結果を公表する。

以上

2020 年 5 月 8 日

東京音楽大学校友会 選挙管理委員会

〒153-8622 東京都目黒区上目黒 1-9-1

委員長 永瀬博彦（大 10 回卒・作曲指揮専攻）

委員 森田保江（大 25 回卒・声楽専攻）

委員 木田潤子（大 26 回卒・器楽専攻）